

運 営 規 程

医療法人社団 松嶺会
介護医療院 富士ヶ丘病院

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団松嶺会が設置運営する介護医療院（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規程は、医療法人社団松嶺会が設置運営する介護医療院の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「病院長」に「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 施設は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画書に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 介護医療院 富士ヶ丘病院

(2) 所在地 太田市熊野町38-81

(従業者の種類、員数及び職務の内容)

第4条 施設の勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 (医師) 1名

管理者は、施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。

(2) 医師 2. 1人以上

医師は、入院患者の病状に照らし妥当適切な検査、投薬、処置等を行う。

(3) 薬剤師 0. 65人以上

薬剤師は、医師の指導に従い調剤する事とし、必要に応じ服薬指導、薬剤管理指導を行い安全かつ有効な薬物療法を行う。

(4) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士又は栄養士は、栄養並びに入院患者の心身の状態病状及び嗜好を考慮し栄養ケア計画を作成し、適切な栄養状態、食事相談、食事提供を行うものとする。栄養士は栄養並びに入院患者の心身の状態病状及び嗜好を考慮し適切な栄養状態、食事相談、食事提供を行うものとする。

(5) 看護職員 17人以上

看護職員は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう入院患者の病状及び心身の状況に応じ看護を行う。

(6) 介護職員 25人以上

介護職員は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ介護を行う。

(7) リハビリ職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 1人以上

リハビリ職員は、入院患者の心身の諸機能回復を図り日常生活の自立を援助する為必要に応じて適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入院患者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の状況の把握を行い必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。

- 2 第1項に定めるもののほか必要がある場合は定数を超え又はその他の従業員を置くことができる。

(入院患者の定員)

第5条 当施設はI型介護医療院であり、入院患者の定数は97名とする。

- 2 前項で定める入院患者の定員を超えてはならない。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 入院患者に対する介護サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 診察
- (2) 施設サービスの計画作成
- (3) 機能訓練
- (4) 看護
- (5) 医学的管理の下における介護
- (6) 口腔衛生の管理
- (7) 食事の提供
- (8) レクリエーション
- (9) 入院患者及びその家族への指導及び相談援助
- (10) その他入院患者に対する便宜の提供

(施設サービスの利用料及び費用等)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の利用料負担による施設サービスの他、次の各号に掲げる事項については入所者からの費用の支払いを受けることにより実施することができる。

- (1) 食費（食材料費と調理費相当額） 日額 1,950円
※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額
- (2) 居住に要する費用
 - 多床室（光熱費相当額） 日額 560円
 - 従来型個室（室料と光熱費相当額） 日額 1,760円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額

※介護保険の外泊時費用及び施行的退院費用算定期間中は、居住費・特別な室料も徴収する。

※感染症や治療上の必要など施設側の事情により 30 日以内の期間で個室への入院が必要であったり、著しい精神症状等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外の対応が不可欠な者が従来型個室を利用する場合は、多床室での介護報酬を適用する。

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

個室	1, 000 円 (税別) (2 階・新館病棟)
2 人室	500 円 (税別) (2 階病棟)
(4) 施設で洗濯をした場合の洗濯代	750 円 (税別) (1 回・希望時)
(5) 家族等の依頼により行う死後処置料	30, 000 円 (税別) (エンゼルケア)
(6) 死亡診断書	6, 000 円 (税別) (診断書料)
身体障害者申請用診断書料	6, 000 円 (税別)
健康診断書料	4, 000 円 (税別)

*健康診断にかかる費用は検査内容により別途実費徴収とする。

(7) 入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料 1 枚 500 円 (税別)

(8) 日用品費 入所者又は家族の依頼により提供 日額 300 円 (非課税)

(9) 施設利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合は実費徴収する。

(10) 健康管理費 インフルエンザ予防接種費用

(11) 教養娯楽費 (希望時) 教養娯楽材料代・個人購読の新聞代 実費

(12) 理美容代 (希望時) 業者により異なる 実費

(13) 入所者又は家族の依頼により、施設から郵送する郵便物等の配送料 実費

(14) 入所者又は家族の依頼により提供する X 線フィルム等の CD-R コピー代
1 枚 1, 000 円 (税別)

3 第 1 項並びに第 2 項の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め入所者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第 8 条 介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明同意を得るものとする。

2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約は解除するものとする。

3 契約者世帯の家計状況の急変等により、前条 2 項 (3) に定める利用料については別途相談に応じるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 9 条 入院患者は、介護施設サービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 健康状態に異常があった場合にはその旨申し出ること。

(2) 機能訓練室を利用する際には職員の指示に従い機能回復に努めること。

(3) 浴室を利用する際には職員の指示に従い転倒事故に注意すること。

(外出及び外泊)

第 10 条 入院患者は、外出又は外泊しようとするときはその都度行く先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第 11 条 入院患者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得なければならない。

(禁止行為)

第 12 条 入院患者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 入院中の喫煙及び飲酒。

(2) 火気を用いたり、自炊をすること。

(3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。

(4) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第 13 条 入院患者が故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

(非常災害対策)

第 14 条 施設は非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に訓練を行うものとする。

3 入院患者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

4 災害が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

5 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(施設サービス評価)

第 15 条 管理者は、自ら施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入院患者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際し

てとって処置について記録し、改善策を検討する。

- 3 管理者は、担当者を設置し事故発生防止の為に委員会及び研修を行うものとする。
- 4 管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(苦情等への対応)

- 第 17 条 管理者は、施設サービスに関する入院患者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに対応の結果について入院患者に報告するものとする。
- 2 管理者は、苦情を申し立てた入院患者に対していかなる差別的な取り扱いも行っていない。

(身体拘束の制限)

- 第 18 条 従業者は施設サービスの提供にあたっては入院患者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の入院患者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 2 身体拘束の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(虐待の防止)

- 第 19 条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
 - 3 管理者は、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、従業者又は擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 5 管理者は、虐待の防止等のために、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止の為に指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止する為に定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 4 号に掲げる措置を適切に実施する為に担当者を設置する。

(褥瘡の発生防止)

- 第 20 条 施設は施設サービスの提供にあたり、褥瘡が発生しないよう次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 褥瘡の発生リスクが高い利用者に対し、褥瘡予防の為に計画を作成する
 - (2) 看護師等を褥瘡予防担当者とする

- (3) 委員会を設置し、褥瘡対策の為の指針を整備する
- (4) 従業員に対し褥瘡対策に関する教育を行うものとする

(個人情報の保護及び守秘義務)

第 21 条 施設は、入院患者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 施設の従業者は業務上知り得た入院患者又はその家族及び他の従業者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。このことについては、施設を退職した後も同様とする。
- 3 入院患者が保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう、関係機関との情報提供を行う場合は予め同意を得るものとする。

(衛生管理)

第 22 条 管理者は、入院患者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又は蔓延の防止を図るため次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため対策を検討する委員会を設置し、おおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備
- (4) 職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修の実施。
- (5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (6) 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第 23 条 管理者はその運営にあたって地域との交流を図るものとする。

(職員の服務規律)

第 24 条 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 管理者が不在時で急を要する事態が発生した場合は、看護部長が管理業務を臨時的に代行する。
- (3) 各部署は別添の組織図により構成される。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 施設は従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団松嶺会と富士ヶ丘病院の管理者の協議により定めるものとする。

(附 則)

1 この運営規程は、令和2年4月1日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和3年4月1日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和4年10月1日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和6年4月1日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和6年8月1日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和7年8月1日より運用するものとする。

第7条 別紙

介護医療院 富士ヶ丘病院の利用料金表

◎介護保険給付サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払い下さい。

1. 基本料金 I型介護医療院サービス費（I）

1-1 自己負担額1割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,210円	8,320円	10,700円	11,720円	12,630円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,489円	7,488円	9,630円	10,548円	11,367円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	721円	832円	1,070円	1,172円	1,263円

〔2人室・3人室・4人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,330円	9,430円	11,820円	12,830円	13,750円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	7,497円	8,487円	10,638円	11,547円	12,375円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	833円	943円	1,182円	1,283円	1,375円

1-2 自己負担額2割

〔個室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,210円	8,320円	10,700円	11,720円	12,630円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	5,768円	6,656円	8,560円	9,376円	10,104円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,442円	1,664円	2,140円	2,344円	2,526円

〔2人室・3人室・4人室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,330円	9,430円	11,820円	12,830円	13,750円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6,664円	7,544円	9,456円	10,264円	11,000円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,666円	1,886円	2,364円	2,566円	2,750円

1－3 自己負担額3割

〔個室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,210円	8,320円	10,700円	11,720円	12,630円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,047円	5,824円	7,490円	8,204円	8,841円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2,163円	2,496円	3,210円	3,516円	3,789円

〔2人室・3人室・4人室〕

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,330円	9,430円	11,820円	12,830円	13,750円
2.うち、介護保険から給付される金額 7割	5,831円	6,601円	8,274円	8,981円	9,625円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2） 3割	2,499円	2,829円	3,546円	3,849円	4,125円

2. 加 算

※以下の加算項目に該当した場合は、上記1. 基本料金に加算されます。

＊1割負担の場合

加算名称	単位	利用料金	自己負担額1割
①若年性認知症入所者受入加算	円／日	1,200円	120円
②外泊時費用	円／日	3,620円	362円
③試行的退所サービス費	円／回	8,000円	800円
④他科受診時費用	円／回	3,620円	362円
⑤初期加算	円／日	300円	30円
⑥退所前訪問指導加算	円／回	4,600円	460円
⑦退所後訪問指導加算	円／回	4,600円	460円
⑧退所時指導加算	円／回	4,000円	400円
⑨退所時情報提供加算（Ⅰ）	円／回	5,000円	500円
退所時情報提供加算（Ⅱ）	円／回	2,500円	250円
⑩退所前連携加算	円／回	5,000円	500円
⑪協力医療機関連携加算	円／月	1,000円	100円
⑫訪問看護指示加算	円／回	3,000円	300円
⑬栄養マネジメント強化加算	円／日	110円	11円
⑭経口移行加算	円／日	280円	28円
⑮経口維持加算Ⅰ	円／月	4,000円	400円
経口維持加算Ⅱ	円／月	1,000円	100円
⑯口腔衛生管理加算Ⅰ	円／月	900円	90円
口腔衛生管理加算Ⅱ	円／月	1,100円	110円

⑰療養食加算	円／回	6 0 円	6 円
⑱退所時栄養情報連携加算	円／回	7 0 0 円	7 0 円
⑲在宅復帰支援機能加算	円／日	1 0 0 円	1 0 円
⑳認知症専門ケア加算（Ⅰ）	円／日	3 0 円	3 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	円／日	4 0 円	4 円
㉑認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	円／月	1, 5 0 0 円	1 5 0 円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	円／月	1, 2 0 0 円	1 2 0 円
㉒認知症行動・心理症状緊急対応加算	円／日	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
㉓排せつ支援加算（Ⅰ）	円／月	1 0 0 円	1 0 円
排せつ支援加算（Ⅱ）	円／月	1 5 0 円	1 5 円
排せつ支援加算（Ⅲ）	円／月	2 0 0 円	2 0 円
㉔再入所時栄養連携加算	円／回	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
㉕自立支援促進加算	円／月	2, 8 0 0 円	2 8 0 円
㉖褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	円／日	6 0 円	6 円
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	円／月	1 0 0 円	1 0 円
㉗安全対策体制加算	円／回	2 0 0 円	2 0 円
㉘科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	円／月	4 0 0 円	4 0 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	円／月	6 0 0 円	6 0 円
㉙夜間勤務等看護加算（Ⅳ）	円／日	7 0 円	7 円
㉚サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	円／日	6 0 円	6 円
㉛高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	円／月	1 0 0 円	1 0 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	円／月	5 0 円	5 円
㉜新興感染症等施設療養費	円／日	2, 4 0 0 円	2 4 0 円
㉝生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	円／月	1, 0 0 0 円	1 0 0 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	円／月	1 0 0 円	1 0 円
㉞介護職員等处遇改善加算Ⅱ （令和 6 年 6 月 1 日から）	総合計額に 4.7%を乗じた額（1）		（1）の金額
（減 算）			
① 医療院療養環境減算 1（2 階病棟）	円／日	2 5 0 円	2 5 円
② 栄養ケア・マネジメント未実施減算	円／日	1 4 0 円	1 4 円
③ 安全管理体制未実施減算	円／日	5 0 円	5 円
④ 身体拘束廃止未実施減算	%／日	所定単位数の 1 0 %	
⑤高齢者虐待防止措置未実施減算	%／日	所定単位数の 1 %	
⑥業務継続計画未策定減算	%／日	所定単位数の 3 %	

* 自己負担割合が2割、3割の場合、自己負担金額は1割負担の場合の2倍、3倍となります。

* 上記基本料金と各種加算（該当するもの）の自己負担割合に応じた負担合計金額に、地域区分（太田市「7級地」）の1.4%を乗じた金額を加算した額が1日当たりの個人負担金です。

< 特別診療費 >

ご利用者に対して、日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合。医療行為算定額の10%～30%（自己負担割合による）

- ＜緊急時治療管理＞ 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行ったとき。（同一の入所者について１月に１回、連続する３日を限度）
- ＜特定治療＞ 特定治療を行った場合に、当該診療に係る以下診療報酬点数表に定める点数に１０円を乗じて得た額を算定する。

各種加算について

- * 各種加算①は、受入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。）毎に個別の担当者を定めている場合加算。
- * 各種加算②は、入所者が居宅に外出した場合。（月６日を限度）
- * 各種加算③は、退所が見込まれるものを試行的に退所させ、その居宅において介護医療院が居宅サービスを提供した場合。（月６回を限度）
- * 各種加算④は、入所者が専門的な診療が必要となり、他の医療機関で診療を行った場合。（月４日を限度）
- * 各種加算⑤は、入院日から起算して３０日間（過去３ヶ月間に入所していない場合）
- * 各種加算⑥は、退所に先立って、相談員等が居宅を訪問し入所者・家族等に退所後の療養上の指導を行った場合。（入所中１回を限度）
- * 各種加算⑦は、退所後３０日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に療養上の指導を行った場合。（退所後１回を限度）
- * 各種加算⑧は 入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者１人につき１回を限度として算定する。
- * 各種加算⑨は、退所時情報提供加算(Ⅰ)
入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合。
退所時情報提供加算(Ⅱ)
入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合。（１人につき１回を限度）
- * 各種加算⑩は、退所に先立って、入所者が希望する居宅介護支援事業所へ、退所後のサービス利用について文章による情報を提供し、連携して調整を行った場合。（１人につき１回を限度）
- * 各種加算⑪は、協力医療機関（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第３４条第１項本文に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合。
- * 各種加算⑫は、退所時に、入所者が選定する訪問看護ステーションに対し、医師が訪問看護指示書を交付した場合。（１人につき１回を限度）

*各種加算⑬は、管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 で除して得た数以上配置する。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応する。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、計測的な栄養管理の実施に当たって、該当情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために情報を活用する。

*各種加算⑭は、経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。

*各種加算⑮は、経口維持加算（Ⅰ）

現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1 月につき算定。

経口維持加算（Ⅱ）

当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて、1 月につき算定。

*各種加算⑯は、口腔衛生管理加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- 1 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。
- 2 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月 2 回以上行うこと。
- 3 歯科衛生士が、1 における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- 4 歯科衛生士が、1 における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- 5 通所介護費等算定方法第 10 号、第 12 号、第 13 号及び第 15 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

口腔衛生管理加算（Ⅱ）

1 加算（Ⅰ）の要件に加え、1 から 5 までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

- * 各種加算⑰は、医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合 1 日につき 3 回を限度として定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。
- * 各種加算⑱は、特別食を必要とする入所者又は 低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は当該 医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士 が当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合であって、栄養マネジメント強化加算を算定していない場合。
- * 各種加算⑲は、算定月の前 6 カ月間に退所した者のうち、在宅介護を受けている者の割合が 3 割を超えている場合。
- * 各種加算⑳は、認知症専門ケア加算（Ⅰ）
 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の 1/2 以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者等を配置し、定期的に会議を開催した場合
 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者等を 1 名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している場合。認知症チームケア推進加算を算定している場合においては加算は算定しない
- * 各種加算㉑は、認知症の方に対し認知症の行動心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合。
 認知症チームケア推進加算Ⅰ
 - 1、施設における入所者総数のうち、介護者が日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が二分の一以上。
 - 2、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下、予防等）に資する認知症介護の指導に係る研修や認知症介護に係る研修及び認知症の行動や心理症状の予防等のケアプログラムを含んだ研修を修了している職員を一名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症対応チームを組んでいる。
 - 3、個別に認知症の行動や心理症状の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し認知症の行動や心理症状の予防等に資するチームケアを実施している。
 - 4、認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動や心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、評価の見直しを行っている。
 認知症チームケア推進加算Ⅱ
 - 1、3、4 を満たし、認知症介護に係る研修専門的な研修を修了している職員を一名以上配置し、複数人の介護職員から成る対応チームを組んでいる場合は加算。
- * 各種加算㉒は、認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護医療院サービスを行った場合。（入院日から起算して 7 日を限度）
- * 各種加算㉓は、排せつ支援加算（Ⅰ）
 イ）排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込み

について、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。

ロ) イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。

ハ) イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること

排せつ支援加算(Ⅱ)

排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

排せつ支援加算(Ⅲ)

排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。かつおむつ使用ありから使用なしに改善していること。

* 各種加算④は、再入所時栄養連携加算介護医療院に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所する際、特別食を必要とする状態で二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

* 各種加算⑤は、イ) 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等に参加していること。

ロ) イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師・看護師・介護職員・介護支援専門員・その他の職種の方が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。

ハ) イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。

二) イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効的な実施の為の必要情報を活用していること。

* 各種加算⑥は、褥瘡対策指導管理(Ⅰ)

褥瘡対策につき十分な体制が整備されている介護医療院において、常時

褥瘡対策を行う場合。

褥瘡対策指導管理（Ⅱ）

褥瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、かつ、施設入所時に褥瘡が認められた入所者について当該褥瘡が治癒した場合又は褥瘡の発生のない場合。

＊各種加算⑳は、外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回を限度に算定

＊各種加算㉑は、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

入所者・利用者ごとの ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。又、LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせて、少なくとも3月に1回に見直す。

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）に加えて、入所者の疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出していること。又、LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせて、少なくとも3月に1回に見直す。

＊各種加算㉒は、・夜勤を行う看護・介護職員が利用者数20に対し1以上配置し、かつ、2以上であること。

・夜勤を行う看護職員数が1以上であること。

・夜勤を行う看護・介護職員の1人当たり月平均夜勤時間数が7.2時間以下であること。

＊各種加算㉓は、介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上、または介護・看護職員のうち、常勤職員である者が75%以上配置されている場合、または7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合。

＊各種加算㉔は、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

1、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。

2、協力医療機関その他の医療機関との間で、新興感染症を除く感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している。

3、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加している。

高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている。

＊各種加算㉕は、入所者が、厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合、月1回、連続す

る5日を限度として加算。

＊各種加算③は、生産性向上推進体制加算Ⅰ

1、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、及び事項の実施を定期的に確認していること。

- (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下、介護機器）を活用する場合における入所者の安全及びケアの質の確保
- (2) 職員の負担の軽減及び職務状況への配慮
- (3) 介護機器の定期的な点検
- (4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員負担軽減を図るための職員研修

2、1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担に関する実績があること。

3、介護機器を複数種類活用していること。

4、1の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、検討を踏まえて必要な取り組みを実施し、及び取組の実施を定期的に確認すること

5、事業年度ごとに1、3及び4の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

生産性向上推進体制加算Ⅱ

1、を満たしていること及び、介護機器を活用していること並びに事業年度ごとに、介護機器を活用していることと1の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告していること。

＊各種加算④は、(1) 介護職員等の賃金改善について、介護職員等処遇改善加算Ⅳ（2.9%）を算定した場合に算定が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は毎月の手当てに充て、介護福祉士であって経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善後の見込み額が四百四十万以上（理由によりこのかぎりではない）であること。

(2) (1)の賃金改善に関する介護職員等処遇改善計画を作成して全職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を理由がない限り（理由は知事に報告）は実施すること。

(4) 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。

(5) 労働基準法、労働者災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等に違反していないこと。

(6) 労働保険料の納付が適切に行われていること。

(7) 介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、要件について書面にて作成し全ての職員に周知し、介護職員資質向上支援の計画を策定し研修の機会を確保、又、それを全ての職員に周知し、介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給を判定する仕組みを設け、その仕組みについて書面にて作成し全ての職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る期間中に実施する処遇改善の内容と改善に要する費用見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の内容等についてインターネットの利用等適切な方法により公表していること。

(10) サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを届け出ていること。

上記要件の(1)から(9)までの基準に適合すること。（令和6年6月1日から）

- *各種減算①は、廊下幅が設備基準を満たさない場合。（２階病棟）
- *各種減算②は、栄養管理の基準を満たさない場合
- *各種減算③は、運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
- *各種減算④は、やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合及び以下の措置を講じていない場合
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回開催するとともに、その結果に従業者に周知徹底を図ること
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- *各種減算⑤は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十条の二に規定する基準（虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。）適合していない事。
- *各種減算⑥は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第三十条の二に規定する基準（感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。）に適合していないこと。

◎介護保険給付外の自己負担

サービス	利用料	減額対象者	内容等
食費	1, 8 0 0 円／日	① 300 円／日 ② 390 円／日 ③-① 650 円／日 ③-② 1,360 円／日	食材料費＋調理代
居住費	5 6 0 円／日	① 0 円／日 ② 430 円／日 ③-①② 430 円／日	光熱水費相当 ◆2 人部屋・3 人部屋・4 人部屋
	1, 7 6 0 円／日	① 550 円／日 ② 550 円／日 ③-①② 1,370 円／日	室料＋光熱水費相当 ◆個室
理美容代	実費		理美容業者の設定する金額
教養娯楽費	実費		教養娯楽材料代 個人購読の新聞代
特別室料	1, 0 0 0 円／日（税別）		2 階・新館病棟（個室）
	5 0 0 円／日（税別）		2 階病棟（2 床室）

洗濯代	750円／回（税別）	施設洗濯希望者（洗濯回数に乗じる）
特別な食事	実費	特別に希望した食事の提供
日用品費	300円／日（税別）	施設での提供希望者
エンゼルケア	死亡処置料 30,000円（税別）	エンゼルセット含む
診断書	4,000円（税別）	健康診断書
	6,000円（税別）	身体障害者申請用診断書
	6,000円（税別）	死亡診断書
支払証明書 （領収書再発行費）	500円／枚（税別）	希望による領収書再発行の手数料
郵便物配送料	実費	希望による郵便物等の配送料
CD-R コピー代	1,000円／枚（税別）	希望によるX線フィルム等のCD-R コピー代
健康診断費用	実費	健康診断書作成の為にを行う検査等

＊食費と居住費欄で減額対象者とは、以下の区分になっています。

- ①は生活保護受給者又は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の老齢福祉年金受給者
- ②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で650万円（夫婦で1,650万円）未満の方。
- ③-①は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で550万円（夫婦で1,550万円）未満の方。
- ③-②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で500万円（夫婦で1,500万円）未満の方。

＊医療については、当施設の医師が対応できる医療に関しては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、往診や入院・通院の対応となり、医療保険の自己負担金が別途かかる場合があります。

＊外泊期間中も居住費・特別な室料がかかります。

＊サービス記録や、個人で利用するもののコピーは1枚20円いただきます。

＊その他、個人負担が適当と思われるものは、実費自己負担となります。

＊特別な室料は、介護病棟の個室・2人部屋のご利用者のみ居住費とは別に加算されます。

介護医療院 富士ヶ丘病院 利用約款

第1条（約款の目的）

介護医療院富士ヶ丘病院（以下「事業者」という。）は、要介護状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう介護医療院サービスを提供し、一方、契約者及び契約者の身元保証人は、富士ヶ丘病院に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

契約者が、介護医療院富士ヶ丘病院利用契約書を当施設に提出したときから効力を有し、退院後再び入院する場合や身元保証人の変更及び介護保険法令の改正に伴い契約内容に変更が生じた場合は、新たに同意を得るものとします。

第3条（施設サービス計画の決定及び変更）

- （1）事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- （2）施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- （3）事業者は、計画担当介護支援専門員に定期的又は、契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画の変更の必要があるかどうか調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- （4）施設サービス計画書は、書面により契約者又はその家族等に対して交付するものとします。

第4条（施設サービス内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、富士ヶ丘病院において契約者に対し看護・医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うものとします。

第5条（契約者が負担する利用料金）

事業者は、契約者及び身元保証人との合意に基づき、以下に掲げるものについてサービスを提供し、その対価として重要事項説明書に定める金額の支払いを受けるものとします。

- （1）契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額
- （2）居住費（従来型個室は室料及び光熱水費相当額、多床室は光熱水費相当額）
- （3）前項については、外泊時費用及び試行的退所サービス費算定期間中も算定されます
- （4）食費（食材料費及び調理費相当額）
- （5）特別な室料（契約者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用）
- （6）洗濯代（契約者又は身元保証人の依頼により、契約者の衣類を施設洗濯した場合）
- （7）教養娯楽費（契約者の希望による、レクリエーションやクラブ活動を行った場合の材料費）
- （8）理美容代（契約者又は身元保証人の依頼により理・美容師が行うサービスの費用）

- (9) 他科受診料（契約者又は身元保証人の了解を得て、富士ヶ丘病院の医師が依頼して他の医療機関を受診する場合の医療保険一部負担）
- (10) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用）
- (11) 契約者が希望して購読する新聞・書籍代
- (12) 日用品費（契約者又は身元保証人の依頼により提供する日用品の費用）
- (13) 診断書料及び健康診断書作成に係る検査代
- (14) 領収書の再発行手数料（入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料）
- (15) 郵便物配送料（入所者又は家族の依頼により施設から郵送する郵便物棟の配送料）
- (16) X線フィルム等のCD-Rコピー代（入所者又は家族の依頼によるCD-Rコピー代）
- (17) 死亡処置料（身元保証人の依頼により処置を行った場合）

第6条（利用料金の変更）

介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明同意を得るものとします。

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解除となります。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により、前項（5）に定める利用料については別途相談に応じます。

第7条（利用料金の支払い）

契約者及び身元保証人は、連帯して約款に基づき個別に利用したサービス等の提供に伴う費用を支払う義務があります。

- 2 第5条1項から9項は利用月末締めで計算し、翌月の10日～20日迄に富士ヶ丘病院窓口において直接支払うことを原則とします。
- 3 富士ヶ丘病院は、契約者又は身元保証人から支払いを受けたときは、支払者に対し領収証を発行します。

第8条（身体拘束の禁止）

富士ヶ丘病院は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身元保証人の同意を得て行い、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、拘束せざるを得ない理由を診療録に記載します。

第9条（虐待の防止）

富士ヶ丘病院は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、虐待の防止に関する責任者を選定し、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者又は擁護者等により虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第10条（個人情報の保護及び守秘義務）

富士ヶ丘病院の従業者は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由無く第三者に洩らしません。又富士ヶ丘病院を退職した後も同様の扱いとします。但し、次の各号についての情報提供は、契約者及び身元保証人に予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス及びその他保健医療・福祉サービスを円滑に利用するに当たり、市町村、居宅介護支援事業者、サービス事業者等への情報の提供を行います。但し情報提供

について同意されない場合は、サービスが円滑に利用できないことがあります。

- (2) 職員のサービスの質の向上のための研究会での事例研究発表において使用する場合、個人が特定されないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項は、契約終了後も同様の扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

富士ヶ丘病院の医師は、契約者に対し医学的判断により、他医療機関又は協力歯科医療機関等の診療を依頼又は紹介することがあります。

- 2 前項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、身元保証人若しくはその家族に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情の対応）

契約者及び身元保証人等は、富士ヶ丘病院が提供する介護保険サービスに対して、要望及び苦情がある場合、苦情受付担当者に申し出るか、受付窓口前のカウンターに設置のご意見箱に管理者宛の文書を投函することができます。

第 13 条（事業者の損害賠償責任）

富士ヶ丘病院は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事務所の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 14 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

聖寿園の管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討します。
- 3 聖寿園管理者は、事故発生防止の為に委員会を設置し研修を行うものとします。
- 4 聖寿園管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者がサービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（契約の終了及び解除）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求しないものとします。

2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は契約を終了又は解除するものとします。

- （1）契約者が、居宅に退所又は保健・医療・福祉サービス機関に入院・入所した場合
- （2）契約者が、死亡した場合
- （3）要介護認定の更新により要支援又は自立と認定された場合
- （4）契約者又は身元保証人が利用料を請求月末までに支払わなかった場合
- （5）事業の目的や運営方針に著しく反した場合
- （6）契約者が、富士ヶ丘病院従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が生じた場合

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

介護医療院 富士ヶ丘病院 重要事項説明書

当施設への入所は、要介護認定の結果要介護１～５の認定を受け、長期的な医療・介護が必要である方が対象となる施設です。

１．施設の概要

- (１) 法人名 医療法人社団松嶺会
- (２) 事業所名 介護医療院 富士ヶ丘病院
- (３) 所在地 群馬県太田市熊野町３８－８１
- (４) 電話番号 ０２７６－２２－１２８１
- (５) F A X ０２７６－２２－２６１６
- (６) 代表者 理事長
- (７) 管理者
- (８) 開設年月日 令和２年４月１日
- (９) 介護保険事業指定番号 １０Ｂ０５０００２９

２．事業の目的

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活のお世話をを行います。

３．運営方針

- ①富士ヶ丘病院は、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要なりハビリテーションを行うことにより、機能の回復・維持を図ります。
- ②富士ヶ丘病院は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③富士ヶ丘病院は、明るく家庭的な雰囲気を心がけ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

４．療養室定員

定員 97 床	介護医療院居室	1 人部屋・・・20 室	2 人部屋・・・8 室
		3 人部屋・・・3 室	4 人部屋・・・13 室

5. 職員配置基準

	入所定員 97名		業務内容
医師	2. 1以上		医学的管理及び指導業務
看護職員	17以上	夜 勤 4	医学的管理のもと行われる看護及び介護業務
介護職員	25以上		施設内での日常生活の介護
理学・作業療法士等	1以上		心身のリハビリテーション
管理栄養士	1以上		栄養指導、栄養マネジメント
薬剤師	0. 65以上		薬の処方に関する指導等
介護支援専門員	1以上		施設サービス計画作成
事務職員	必要数		請求事務及び設備管理等
調理員	必要数		調理業務
その他	必要数		衛生業務、介護補助等

6. サービス内容

① 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

② リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等により、集団及び個別にリハビリを行います。

③ 食事

自立支援のため、離床して食堂でのお食事を原則と致します。

朝食 8:00～ 8:30

昼食 12:00～12:30 ※病状等により医師の指示による

夕食 17:30～18:30 療養食を提供します。

④ 入浴

一般浴槽及び寝たきりの方も利用できる特別浴槽を使用し最低週2回入浴できます。

※身体の状態により入浴できないときは、清拭を行います。

⑤ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ その他自立支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを大切にし、普段着への更衣を促していきます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

⑦ 要介護認定更新申請及び認定変更申請の代行

⑧ ご契約者様又はご家族様の希望により理美容師による出張理美容サービスの取次ぎ

⑨ ご契約者様又はご家族様の希望により施設で行う衣類の洗濯

⑩ 教養・娯楽

7. 利用料金（別紙一覧表）

- ① 介護保険 1割負担から3割負担（各利用者の自己負担割合によります。）
- ② 介護保険給付以外の利用料……食費、居住費、特別な室料、特別な食事、教養娯楽費、理美容代、洗濯代、日用品費等

＊食費、居住費の負担は、負担限度額認定証の対象となる方は、記載された金額となるため、認定証のある方は、必ず富士ヶ丘病院受付窓口へ提示してください。

8. 利用料金の支払い

請求書締め日……利用月末締め

支払い日……利用月翌月の10日～20日迄

日曜日、祝祭日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く

支払い受付時間……午前9：00～午後1：00

又は午後2：00～午後5：00

支払い方法……富士ヶ丘病院受付窓口まで

現金にてお支払い下さい。

＊理美容代、教養娯楽費実費、インフルエンザ予防接種代は別途請求と致します。

9. 協力施設

協力介護老人保健施設

○名 称	医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 聖寿園
○住 所	群馬県太田市熊野町38-81

協力介護老人保健施設

○名 称	医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 金山
○住 所	群馬県太田市東金井町1856-18

協力介護福祉施設

○名 称	社会福祉法人至誠会 介護老人福祉施設 清風園
○住 所	群馬県太田市熊野町38-81

協力特定施設

○名 称	医療法人社団松嶺会 介護付高齢者住宅 松寿園
○住 所	群馬県太田市熊野町38-81

協力特定施設

○名 称	医療法人社団松嶺会 介護付有料老人ホーム 桜の里
○住 所	群馬県太田市熊野町38-75

協力歯科医療機関 (要介護3以上の寝たきりの方)

あおい歯科医院

群馬県太田市浜町42-15 ローゼンハイツ1E

10. ご利用にあたっての留意事項

【ご面会】

午前9:00～午後7:00

- *ご面会の方は、各病棟のセンター備え付けの面会簿にご記入下さい。
- *泥酔状態でのご面会や、他の利用者様に迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- *食事制限や、嚥下状態により食べ物の差し入れを制限させていただくことがありますので、各階の職員にご確認ください。
- *インフルエンザ、感染性胃腸炎等の流行が懸念される場合には、利用者の健康維持を考慮して面会制限を実施することがあります。面会制限を実施する場合には掲示等によりお知らせいたします。

【外出・外泊】

必ず医師の許可を得てください。尚、外出・外泊中に他の医療機関を受診及び入院することはできません。 緊急やむを得ない場合も、必ず富士ヶ丘病院に連絡をしてください。

【火気等の持ち込み】

入所される方は、ライター・発火物及び刃物類の持ち込みを禁止します。

【設備・備品】

施設内の設備、備品等は独占しないよう皆さんで大切にご利用ください。

【所持品等】

施設への持ち込みは、必要最低限の生活用品とし、必ず記名してください。
ご利用者様が管理する金銭及び貴重品の紛失・破損は施設として一切の責任を負いかねます。

【宗教・政治活動】

施設内での一切の宗教・政治活動を禁止します。

【ペットの持ち込み】

施設内へのペットの持ち込みを禁止します。

【その他】

職員へのお心付けは遠慮させていただいております。

【非常災害対策】

◎防災設備…スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台

◎防災訓練…年2回

ご利用者様にも、避難訓練にご協力をお願いしております。

【ご契約解除】

請求月の月末（日曜日及び富士ヶ丘病院が指定する休みにあつた場合はその前日）迄にお支払いがない場合は、支払期限の翌月15日を限りに契約を解除させていただきますが、契約解除後も支払い義務は発生します。尚、未払い金がある方の他施設への入所のご紹介はできかねます。

1 1. 苦情の受付 月～金 9:00～17:00

◎富士ヶ丘病院苦情解決責任者 管理者
苦情解決委員 看護部長
看護主任
介護主任
事務長

※電話での受付は、0276-22-1281へ

※受付向かい側カウンター横の苦情受付箱への投函も受け付けます。

※群馬県内、太田市内以外の方に関しましては別紙参照

公共機関の苦情受付窓口

◎太田市役所長寿あんしん課 電話0276-47-1856
月～金 8:30～17:15

◎国民健康保険団体連合会 介護保険推進課 電話027-290-1376
月～金 8:30～17:00

※上記以外の方は、各市町村の介護保険課窓口までお問い合わせ下さい。

1 2. 個人情報の保護

◎個人情報保護法に基づき、富士ヶ丘病院では次のとおり情報の利用目的を特定します。

【介護の提供に必要な利用目的】

(介護関係事業者内部での利用に係る事例)

◆富士ヶ丘病院が提供する介護サービス

◆介護保険事務

◆利用者に係る富士ヶ丘病院の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者のサービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う事例)

◆当該利用者の退所により、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービス事業所との連携

◆その他の業務委託

◆家族等への心身の状況説明

◆審査支払機関へのレセプト提出

◆審査支払機関、保険者、居宅介護支援事業所からの照会への回答

◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(富士ヶ丘病院の管理運営業務)

◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◆富士ヶ丘病院で行われる看護・介護・リハビリ等の実習への協力

◆法人内部での症例研究（個人が特定されないように配慮します）

1 3. 介護医療院 富士ヶ丘病院の利用料金表（運営規定参照）

苦情申立窓口別紙

都道府県名	市区町村	担当窓口	電話
群馬県	桐生市	桐生市役所健康長寿課	0277-46-1111
	伊勢崎市	伊勢崎市役所介護保険課	0270-27-2743
	前橋市	前橋市役所介護保険課	027-898-6132
	高崎市	高崎市役所介護保険課	027-321-1250
	館林市	館林市役所介護保険課	0276-47-5133
	大泉町	大泉町役場高齢介護課	0276-62-2121
	邑楽町	邑楽町役場福祉介護課	0276-47-5021
	千代田町	千代田町役場住民福祉課	0276-86-7000
	板倉町	板倉町役場健康介護課	0276-82-1111
		栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220
栃木県	足利市	足利市役所元気高齢課	0284-20-2136
	佐野市	佐野市役所介護保険課	0283-20-3022
	栃木市	栃木市役所高齢介護課	0282-21-2251
	小山市	小山市役所高齢生きがい課	0285-22-9541
		埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568
埼玉県	熊谷市	大里広域市町村圏組合介護保険課	048-501-1330
	熊谷市	熊谷市役所長寿いきがい課	048-524-1398
	行田市	行田市役所高齢者福祉課	048-556-1111
	羽生市	羽生市役所高齢介護課	048-561-1121
	深谷市	深谷市役所長寿福祉課	048-574-8544
	入間市	入間市役所介護保険課	04-2964-1111
	狭山市	狭山市役所介護保険課	04-2953-1111
	さいたま市	さいたま市役所介護保険課	048-829-1264
	越谷市	越谷市役所介護保険課	048-963-9169
		東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177
	品川区	品川区役所高齢者福祉課	03-5742-6737
東京都	江戸川区	江戸川区役所介護保険課	03-5662-0061
	新宿区	新宿区役所介護保険課	03-5273-4176
	足立区	足立区役所介護保険課	03-3880-5746
	練馬区	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	03-3993-1344
	杉並区	杉並区役所介護保険課	03-5307-0655
	葛飾区	葛飾区介護保険課	03-5654-8246

上記以外にお住まいの方は、匿名で構いませんので、事務室職員までご連絡いただきご確認下さい。

富士ヶ丘病院介護医療院
TEL : 0276-22-1281

運 営 規 程

医療法人社団 松嶺会

指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院

指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団松嶺会が設置運営する指定短期入所療養介護介護医療院 富士ヶ丘病院（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規程は、医療法人社団松嶺会が設置運営する指定短期入所療養介護介護医療院 富士ヶ丘病院の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「病院長」に「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 施設は、利用者の心身の状況や病状、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者に、介護医療院の療養室において、指定短期入所療養介護介護医療院を提供するものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定短期入所療養介護介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療機関又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院
- (2) 所在地 太田市熊野町38-81

(利用定員)

第4条 指定短期入所療養介護介護医療院富士ヶ丘病院の定員は、介護医療院富士ヶ丘病院の入所定員に空床があった場合に利用可能とする。

(従業者の種類、員数及び職務の内容)

第5条 施設の勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとし、介護医療院富士ヶ丘病院との兼務とする。

- (1) 管理者 (医師) 1名
管理者は、施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。
- (2) 医師 2. 1人以上
医師は、入院患者の病状に照らし妥当適切な検査、投薬、処置等を行う。
- (3) 薬剤師 0. 65人以上

薬剤師は、医師の指導に従い調剤する事とし、必要に応じ服薬指導、薬剤管理指導を行い安全かつ有効な薬物療法を行う。

(4) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士又は栄養士は、栄養並びに入院患者の心身の状態病状及び嗜好を考慮し栄養ケア計画を作成し、適切な栄養状態、食事相談、食事提供を行うものとする。栄養士は栄養並びに入院患者の心身の状態病状及び嗜好を考慮し適切な栄養状態、食事相談、食事提供を行うものとする。

(5) 看護職員 17人以上

看護職員は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう入院患者の病状及び心身の状況に応じ看護を行う。

(6) 介護職員 25人以上

介護職員は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ介護を行う。

(7) リハビリ職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 1人以上

リハビリ職員は、入院患者の心身の諸機能回復を図り日常生活の自立を援助する為必要に応じて適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入院患者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の状況の把握を行い必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。

2 第1項に定めるもののほか必要がある場合は定数を超え又はその他の従業員を置くことができる。

(短期入所療養介護医療院サービスの内容)

第6条 入院患者に対する介護サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 診察
- (2) 施設サービスの計画作成
- (3) 機能訓練
- (4) 看護
- (5) 医学的管理の下における介護
- (6) 口腔衛生の管理
- (7) 食事の提供
- (8) レクリエーション
- (9) 入院患者及びその家族への指導及び相談援助
- (10) その他入院患者に対する便宜の提供

(施設サービスの利用料及び費用等)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の利用料負担による施設サービスの他、次の各号に掲げる事項については入所者からの費用の支払いを受けることにより実施することができる。

- (1) 食費（食材料費と調理費相当額）朝食650円 昼食650円 夕食650円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額

(2) 滞在費に要する費用

多床室（光熱費相当額） 日額 560円

従来型個室（室料と光熱費相当額） 日額 1,760円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額

※介護保険の外泊時費用及び試行的退院費用算定期間中は、居住費・特別な室料も徴収する。

※感染症や治療上の必要など施設側の事情により30日以内の期間で個室への入院が必要であったり、著しい精神症状等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外の対応が不可欠な者が従来型個室を利用する場合は、多床室での介護報酬を適用する。

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

個室 1,000円（税別）（2階・新館病棟）

2人室 500円（税別）（2階病棟）

(4) 施設で洗濯をした場合の洗濯代 750円（税別）（1回・希望時）

(5) 家族等の依頼により行う死後処置料 30,000円（税別）（エンゼルケア）

(6) 死亡診断書 6,000円（税別）（診断書料）

身体障害者申請用診断書料 6,000円（税別）

健康診断書料 4,000円（税別）

*健康診断にかかる費用は検査内容により別途実費徴収とする。

(7) 入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料 1枚 500円（税別）

(8) 日用品費 入所者又は家族の依頼により提供 日額 300円（非課税）

(9) 施設利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合は実費徴収する。

(10) 健康管理費 インフルエンザ予防接種費用

(11) 教養娯楽費（希望時） 教養娯楽材料代・個人購読の新聞代 実費

(12) 理美容代（希望時） 業者により異なる 実費

(13) 入所者又は家族の依頼により、施設から郵送する郵便物等の配送料 実費

(14) 入所者又は家族の依頼により提供するX線フィルム等のCD-Rコピー代
1枚 1,000円（税別）

3 第1項並びに第2項の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め入所者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第8条 介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができ、契約者身元保証人に説明同意を得るものとする。

2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約は解除するものとする。

3 契約者世帯の家計状況の急変等により、前条2項(3)に定める利用料については別途相談に応じるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 9 条 入院患者は、介護施設サービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常があった場合にはその旨申し出ること。
- (2) 機能訓練室を利用する際には職員の指示に従い機能回復に努めること。
- (3) 浴室を利用する際には職員の指示に従い転倒事故に注意すること。

(外出及び外泊)

第 10 条 入院患者は、外出又は外泊しようとするときはその都度行く先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第 11 条 入院患者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得なければならない。

(禁止行為)

第 12 条 入院患者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 入院中の喫煙及び飲酒。
- (2) 火気を用いたり自炊をすること。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第 13 条 入院患者が故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

(非常災害対策)

第 14 条 施設は非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に訓練を行うものとする。
- 3 入院患者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- 4 災害が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施するものとする。
- 5 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(施設サービス評価)

第 15 条 管理者は、自ら施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 16 条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入院患者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとって処置について記録し、改善策を検討する。
 - 3 管理者は、担当者を設置し事故発生防止の為に委員会及び研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(苦情等への対応)

- 第 17 条 管理者は、施設サービスに関する入院患者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに対応の結果について入院患者に報告するものとする。
- 2 管理者は、苦情を申し立てた入院患者に対していかなる差別的な取り扱いも行っていない。

(身体拘束の制限)

- 第 18 条 従業者は施設サービスの提供にあたっては入院患者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の入院患者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 2 身体拘束の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(虐待の防止)

- 第 19 条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
 - 3 管理者は、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、従業者又は擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 5 管理者は、虐待の防止等のために、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止の為に指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止する為に定期的な研修を実施する。

(4) 前4号に掲げる措置を 適切に実施する為の担当者を設置する。

(褥瘡の発生防止)

第20条 施設は、指定短期入所療養介護介護医療院サービスの提供にあたり、褥瘡が発生しないよう

に次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 1 褥瘡の発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。
- 2 看護師等を褥瘡予防担当者とする。
- 3 委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し褥瘡対策に関する教育を行うものとする。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第21条 施設は、入院患者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 施設の従業者は業務上知り得た入院患者又はその家族及び他の従業者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。このことについては、施設を退職した後も同様とする。
- 3 入院患者が保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう、関係機関との情報提供を行う場合は予め同意を得るものとする。

(衛生管理)

第22条 管理者は、入院患者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又は蔓延の防止を図るため次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため対策を検討する委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備
- (4) 職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修の実施。
- (5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (6) 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第23条 管理者はその運営にあたって地域との交流を図るものとする。

(職員の服務規律)

第24条 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- (2) 管理者が不在時で急を要する事態が発生した場合は、看護部長が管理業務を臨時的に代行する。
- (3) 各部署は別添の組織図により構成される。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 施設は従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団松嶺会と富士ヶ丘病院の管理者の協議により定めるものとする。

(附 則)

- 1 この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

- 1 この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

- 1 この運営規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

- 1 この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

- 1 この運営規定は、令和 6 年 8 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

- 1 この運営規定は、令和 7 年 8 月 1 日より運用するものとする。

第7条 別紙

指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 利用料金表

◎介護保険給付サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額に応じた額）をお支払い下さい。

1. 基本料金

1-1 自己負担額1割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,780円	8,930円	11,360円	12,400円	13,330円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	6,842円	8,037円	10,224円	11,160円	11,997円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	778円	893円	1,136円	1,240円	1,333円

〔2人室・4人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,940円	10,060円	12,500円	13,530円	14,460円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	8,046円	9,054円	11,250円	12,177円	13,014円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 1割	894円	1,006円	1,250円	1,353円	1,446円

1-2 自己負担額2割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,780円	8,930円	11,360円	12,400円	13,330円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	6,224円	7,144円	9,088円	9,920円	10,664円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,556円	1,786円	2,272円	2,480円	2,666円

〔2人室・4人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8,940円	10,060円	12,500円	13,530円	14,460円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	7,152円	8,048円	10,000円	10,824円	11,568円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2） 2割	1,788円	2,012円	2,500円	2,706円	2,892円

1－3 自己負担額3割

〔個室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7, 7 8 0円	8, 9 3 0円	11, 3 6 0円	12, 4 0 0円	13, 3 3 0円
2.うち、介護保険から給 付される金額 7割	5, 4 4 6円	6, 2 5 1円	7, 9 5 2円	8, 6 8 0円	9, 3 3 1円
3.サービス利用に係る 自己負担額（1－2） 3割	2, 3 3 4円	2, 6 7 9円	3, 4 0 8円	3, 7 2 0円	3, 9 9 9円

〔2人室・4人室〕

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	8, 9 4 0円	1, 0 6 6 0円	12, 5 0 0円	13, 5 3 0円	14, 4 6 0円
2.うち、介護保険から給 付される金額 7割	6, 2 5 8円	7, 4 6 2円	8, 7 5 0円	9, 4 7 1円	10, 1 2 2円
3.サービス利用に係る 自己負担額（1－2） 3割	2, 6 8 2円	3, 1 9 8円	3, 7 5 0円	4, 0 5 9円	4, 3 3 8円

2. 加 算

※ 以下の加算項目に該当した場合は、上記1. 基本料金に加算されます。

＊1割負担の場合

加算名称	単位	利用料金	自己負担額1割
①特定診療費		医療行為算定額	医療行為算定額の10%
②緊急短期入所受入加算	円／日	9 0 0円	9 0円
③若年性認知症利用者受入加算	円／日	1, 2 0 0円	1 2 0円
④送迎加算（片道）	円／回	1, 8 4 0円	1 8 4円
⑤療養食加算	円／回	8 0円	8円
⑥口腔連携強化加算	円／回	5 0 0円	5 0円
⑦サービス提供体制加算Ⅲ	円／日	6 0円	6円
⑧介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総合計額に4.7%を乗じた額（1）		（1）の金額
⑨生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	円／月	1, 0 0 0円	1 0 0円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	円／月	1 0 0円	1 0円
（減 算）			
①医療院療養環境減算1（2階病棟）	円／日	2 5 0円	2 5円
②業務継続計画未実施減算	%／日	所定単位数の1%	
③高齢者虐待防止措置未実施減算	%／日	所定単位数の1%	
④身体拘束廃止未策定減算	%／日	所定単位数の1%	

特定介護医療院短期入所療養介護費 (日帰りショート) 1回につき

	単位	利用料金	自己負担額 1割
3時間以上 4時間未満	円/回	6, 840円	684円
4時間以上 6時間未満		9, 480円	948円
6時間以上 8時間未満		13, 160円	1, 316円

* 自己負担割合が2割、3割の場合、自己負担金額は1割負担の場合の2倍、3倍となります。

* 上記基本料金と各種加算（該当するもの）の自己負担割合に応じた負担合計金額に、地域区分（太田市「7級地」）の1.4%を乗じた金額を加算した額が1日当たりの個人負担金。

各種加算について

- * 各種加算①は、利用者に対して、指導管理、リハビリ等のうち日常的に必要な医療行為を行った場合
- * 各種加算②は、指定短期入所療養介護を緊急に行った場合
- * 各種加算③は、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護介護医療院を行った場合
- * 各種加算④は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行う事が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養施設との間の送迎を行う場合。
- * 各種加算⑤は、医師の指示により発行される食事箋で、糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・肝臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食該当者に1日につき3回を限度として、所定単位数を加算。
- * 各種加算⑥は、指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- * 各種加算⑦は、介護・看護職員のうち、常勤職員が75%以上配置されている場合又は3年以上の勤続年数者が30%以上配置されている場合
- * 各種加算⑧は、介護職員等の賃金改善について、介護職員等処遇改善加算Ⅳ（2.9%）を算定した場合に算定が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は毎月の手当てに充て、介護福祉士であって経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善後の見込み額が四百四十万以上（理由によりこのかぎりではない）であること。

(2) (1) の賃金改善に関する介護職員等処遇改善計画を作成して全職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を理由がない限り（理由は知事に報告）は実施すること。

(4) 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。

(5) 労働基準法、労働者災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等に違反していないこと。

(6) 労働保険料の納付が適切に行われていること。

(7) 介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、要件について書面にて作成し全ての職員に周知し、介護職員資質向上支援の計画を策定し研修の機会を確保、又、それを全ての職員に周知し、介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給を判定する仕組みを設け、その仕組みについて書面にて作成し全ての職員に周知してい

ること。

(8) (2) の届出に係る期間中に実施する処遇改善の内容と改善に要する費用見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8) の内容等についてインターネットの利用等適切な方法により公表していること。

(10) サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを届け出ていること。

上記要件の(1)から(9)までの基準に適合すること。(令和6年6月1日から)

＊各種加算⑨は、生産性向上推進体制加算Ⅰ

1、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、及び事項の実施を定期的に確認していること。

(1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下、介護機器）を活用する場合における入所者の安全及びケアの質の確保

(2) 職員の負担の軽減及び職務状況への配慮

(3) 介護機器の定期的な点検

(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員尾負担軽減を図るための職員研修

2、1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担に関する実績があること。

3、介護機器を複数種類活用していること。

4、1の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、検討を踏まえて必要な取り組みを実施し、及び取組の実施を定期的に確認すること

5、事業年度ごとに1、3及び4の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

生産性向上推進体制加算Ⅱ

1、を満たしていること及び、介護機器を活用していること並びに事業年度ごとに、介護機器を活用していることと1の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告していること。

＊各種減算①は、廊下幅が設備基準を満たさない場合。(2階病棟)

＊各種減算②は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第三十条の二に規定する基準(感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。)に適合していないこと。

＊各種減算③は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十条の二に規定する基準(虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。)に適合していない事。

＊各種減算④は、やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合及び以下の措置を講じていない場合

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

◎介護保険負担限度額認定証の自己負担

サービス種類	利用料	減額対象者	内容等
食費	1,950 円／日	① 300円／日 ② 390円／日 ③-① 650円／日 ③-② 1,360円／日	食材料費＋調理代 朝食650円昼食650円夕食650円
滞在費	560 円／日	① 0円／日 ② 430円／日 ③-①②430円／日	光熱水費相当 ◆2人部屋・4人部屋
	1,760 円／日	① 550円／日 ② 550円／日 ③-①②1,370円／日	室料＋光熱水費相当 ◆個室

＊食費と居住費欄で減額対象者とは、以下の区分になっています。

- ①は生活保護受給者又は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の老齢福祉年金受給者
- ②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で650万円（夫婦で1,650万円）未満の方。
- ③-①は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で550万円（夫婦で1,550万円）未満の方。
- ③-②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で500万円（夫婦で1,500万円）未満の方。

＊医療については、当施設の医師が対応できる医療に関しては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、往診や入院・通院の対応となり、医療保険の自己負担金が別途かかる場合があります。

指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 利用約款

第1条（約款の目的）

指定短期入所療養介護介護医療院富士ヶ丘病院（以下「事業者」という。）は、要介護状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があるものを対象に、富士ヶ丘病院の療養室等において、指定短期入所療養介護介護医療院を提供し、一方、契約者及び契約者の身元保証人は、富士ヶ丘病院に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

契約者が、指定短期入所療養介護介護医療院利用契約書を当施設に提出したときから効力を有し、要介護認定期間までとする。要介護認定期間満了後も契約内容に変更がない場合は同じ条件で更新されるものとし、契約内容に変更が生じた場合は、新たに同意を得るものとします。

第3条（施設サービス計画の決定及び変更）

- （1）事業者は、居宅サービス計画に基づき、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- （2）施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- （3）事業者は、計画担当介護支援専門員に定期的又は、契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画の変更の必要があるかどうか調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- （4）施設サービス計画書は、書面により契約者又はその家族等に対して交付するものとします。

第4条（短期入所療養介護介護医療院サービスの内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、富士ヶ丘病院において契約者に対し看護・医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うものとします。

第5条（契約者が負担する利用料金）

事業者は、契約者及び身元保証人との合意に基づき、以下に掲げるものについてサービスを提供し、その対価として重要事項説明書に定める金額の支払いを受けるものとします。

- （1）契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額
- （2）滞在費（従来型個室は室料及び光熱水費相当額、多床室は光熱水費相当額）
- （3）食費（食材料費及び調理費相当額）
- （4）特別な室料（契約者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用）
- （5）洗濯代（契約者又は身元保証人の依頼により、契約者の衣類を施設で洗濯した場合）
- （6）教養娯楽費（契約者の希望による、レクリエーションやクラブ活動を行った場合の材料費）

- (7) 理美容代（契約者又は身元保証人の依頼により理・美容師が行うサービスの費用）
- (8) 他科受診料（契約者又は身元保証人の了解を得て、富士ヶ丘病院の医師が依頼して他の医療機関を受診する場合の医療保険一部負担）
- (9) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用）
- (10) 契約者が希望して購読する新聞・書籍代
- (11) 日用品費（契約者又は身元保証人の依頼により提供する日用品の費用）
- (12) 診断書料及び健康診断書作成に係る検査代
- (13) 領収書の再発行手数料（入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料）
- (14) 郵便物配送料（入所者又は家族の依頼により施設から郵送する郵便物棟の配送料）
- (15) X線フィルム等の CD-R コピー代（入所者又は家族の依頼による CD-R コピー代）
- (16) 死亡処置料（身元保証人の依頼により処置を行った場合）

第6条（利用料金の変更）

介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明し同意を得るものとします。

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解除となります。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により前条（4）に定める利用料については、別途相談に応じます。

第7条（利用料金の支払い）

契約者及び身元保証人は、連帯して約款に基づき個別に利用したサービス等の提供に伴う費用を支払う義務があります。

- 2 第5条1項から9項は利用月末締めで計算し、翌月の10日～20日迄に富士ヶ丘病院窓口において直接支払うことを原則とします。
- 3 富士ヶ丘病院は、契約者又は身元保証人から支払いを受けたときは、支払者に対し領収証を発行します。

第8条（身体拘束の禁止）

富士ヶ丘病院は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身元保証人の同意を得て行い、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、拘束せざるを得ない理由を診療録に記載します。

第9条（虐待の防止）

富士ヶ丘病院は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、虐待の防止に関する責任者を選定し、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者又は擁護者等により虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第10条（個人情報保護及び守秘義務）

富士ヶ丘病院の従業者は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に洩らしません。又富士ヶ丘病院を退職した後も同様の扱いとします。但し、次の各号についての情報提供は、契約者及び身元保証人に予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス及びその他保健医療・福祉サービスを円滑に利用するに当たり、市町

村、居宅介護支援事業者、サービス事業者等への情報の提供を行います。但し情報提供について、同意されない場合は、サービスが円滑に利用できないことがあります。

- (2) 職員のサービスの質の向上のための研究会での事例研究発表において使用する場合、個人が特定されないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項は、契約終了後も同様の扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

富士ヶ丘病院の医師は、契約者に対し医学的判断により、他の医療機関又は協力歯科医療機関等の診療を依頼又は紹介することがあります。

- 2 前項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、身元保証人若しくはその家族に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情の対応）

契約者及び身元保証人等は、富士ヶ丘病院が提供する介護保険サービスに対して、要望及び苦情がある場合、苦情受付担当者に申し出るか、受付窓口前のカウンターに設置のご意見箱に管理者宛の文書を投函することができます。

第 13 条（事業者の損害賠償責任）

富士ヶ丘病院は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 14 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

聖寿園の管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討します。
- 3 聖寿園管理者は、事故発生防止の為に委員会を設置し研修を行うものとします。
- 4 聖寿園管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（契約の終了及び解除）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求しないものとします。

2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は契約を終了又は解除するものとします。

- (1) 契約者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定の更新により要支援又は自立と認定された場合
- (3) 契約者又は身元保証人が利用料を請求月末までに支払わなかった場合
- (4) 事業の目的や運営方針に著しく反した場合
- (5) 契約者が、富士ヶ丘病院従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が生じた場合

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 松嶺会
- (2) 事業所名 指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院
- (3) 所在地 群馬県太田市熊野町38-81
- (4) 電話番号 0276-22-1281
- (5) FAX 0276-22-2616
- (6) 代表者 理事長
- (7) 管理者
- (8) 開設年月日 昭和62年11月14日
- (9) 介護保険事業指定番号

2. 事業の目的

居宅要介護者等について、短期間入所し短期入所療養介護計画に基づいて、看護・医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行います。

3. 運営方針

- ①富士ヶ丘病院は、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における生活への復帰を目指し、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要なリハビリテーションを行うことにより、機能の回復・維持を図ります。
- ②富士ヶ丘病院は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③富士ヶ丘病院は、明るく家庭的な雰囲気を心がけ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

4. 療養室定員 入所定員に空きがある場合にご利用できます。

定員97床	介護医療院居室	1人部屋・・・20室	2人部屋・・・8室
		3人部屋・・・3室	4人部屋・・・13室

5. 職員配置基準

	入所定員 97 名		業務内容
医師	2. 1 以上		医学的管理及び指導業務
看護職員	1 7 以 上	夜勤 4	医学的管理のもと行われる看護及び介護業務
介護職員	2 5 以 上		施設内での日常生活の介護
理学・作業療法士等	1 以上		心身のリハビリテーション
管理栄養士	1 以上		栄養指導、栄養マネジメント
薬剤師	0. 6 5 以上		薬の処方に関する指導等
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画作成
事務職員	必要数		請求事務及び設備管理等
調理員	必要数		調理業務
その他	必要数		衛生業務、介護補助等

＊入所定員に空きがある場合にご利用可能なため、職員は介護医療院富士ヶ丘病院との兼務となる。

6. サービス内容

- ① 健康管理・・・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ② リハビリテーション・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等により、集団及び個別にリハビリを行います。
- ③ 食事・・・自立支援のため、離床して食堂でのお食事を原則と致します。
朝食 8：00～8：30
昼食 12：00～12：30 ※病状等により医師の指示による
夕食 17：30～18：30 療養食を提供します。
- ④ 入浴・・・一般浴槽及び寝たきりの方も利用できる特別浴槽を使用し最低週2回入浴できます。※身体の状態により入浴できないときは、清拭を行います。
- ⑤ 排泄・・・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑥ その他自立支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・生活リズムを大切に、普段着への更衣を促していきます。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
- ⑦ 送迎（実施区域・・・太田市、千代田町、邑楽町、大泉町、桐生市、伊勢崎市、足利市）
- ⑧ ご契約者様又はご家族様の希望により施設で行う衣類の洗濯
- ⑨ ご契約者様又はご家族様の希望により理美容師による理美容サービスの取次ぎ
- ⑩ 教養・娯楽

7. 利用料金（別紙一覧表）

- ① 介護保険 1割負担から3割負担（各利用者の自己負担割合によります。）
- ② 介護保険給付以外の利用料……食費、滞在費、特別な室料、特別な食事、教養娯楽費、理美容代、洗濯代、日用品費

＊食費、滞在費の負担は、負担限度額認定証の対象となる方は、記載された金額となるため、認定証のある方は、必ず富士ヶ丘病院受付窓口へ提示してください。

8. 利用料金の支払い

請求書締め日……利用月末締め

支払い日……利用月翌月の10日～20日迄

日曜日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く

支払い受付時間……午前9：00～午後1：00

又は午後2：00～午後5：00

支払い方法……富士ヶ丘病院受付窓口まで

現金にてお支払い下さい。

＊理美容代、教養娯楽費実費、インフルエンザ予防接種代は別途請求と致します。

9. 協力施設

協力介護老人保健施設

○名 称 医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 聖寿園
○住 所 群馬県太田市熊野町38-81

協力介護老人保健施設

○名 称 医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 金山
○住 所 群馬県太田市東金井町1856-18

協力介護福祉施設

○名 称 社会福祉法人至誠会 介護老人福祉施設 清風園
○住 所 群馬県太田市熊野町38-81

協力特定施設

○名 称 医療法人社団松嶺会 介護付高齢者住宅 松寿園
○住 所 群馬県太田市熊野町38-81

協力特定施設

○名 称 医療法人社団松嶺会 介護付有料老人ホーム 桜の里
○住 所 群馬県太田市熊野町38-75

協力歯科医療機関 （要介護3以上の寝たきりの方）

あおい歯科医院

群馬県太田市浜町42-15 ローゼンハイツ1E

10. ご利用にあたっての留意事項

【ご面会】

午前9：00～午後7：00

- *ご面会の方は、各病棟のセンター備え付けの面会簿にご記入下さい。
- *泥酔状態でのご面会や、他の利用者様に迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- *食事制限や、嚥下状態により食べ物の差し入れを制限させていただくことがありますので、各階の職員にご確認ください。
- *インフルエンザ、感染性胃腸炎等の流行が懸念される場合には、利用者の健康維持を考慮して面会制限を実施することがあります。面会制限を実施する場合には掲示等によりお知らせいたします。

【外食・外泊】

必ず医師の許可を得てください。尚、外出中に他の医療機関を受診したり入院することはできません。 緊急やむを得ない場合も、必ず富士ヶ丘病院に連絡をしてください。

【火気等の持ち込み】

入所される方は、ライター・発火物及び刃物類の持ち込みを禁止します。

【設備・備品】

施設内の設備、備品等は独占しないよう皆さんで大切にご利用ください。

【所持品等】

施設への持ち込みは、必要最低限の生活用品とし、必ず記名してください。
ご利用者様が管理する金銭及び貴重品の紛失・破損は施設として一切の責任を負いかねます。

【宗教・政治活動】

施設内での一切の宗教・政治活動を禁止します。

【ペットの持ち込み】

施設内へのペットの持ち込みを禁止します。

【その他】

職員へのお心付けは遠慮させていただいております。

【非常災害対策】

- ◎防災設備…スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台
 - ◎防災訓練…年2回
- ご利用者様にも、避難訓練にご協力をお願いしております。

【ご契約解除】

請求月の月末（日曜日及び富士ヶ丘病院が指定する休みにあつた場合はその前日）迄にお支払いがない場合は、支払期限の翌月以降の契約を解除させていただきますが、契約解除後も支払い義務は発生します。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

◎第三者評価の実施はありません。

1 2. 苦情の受付 月～金 9：00～17：00

◎富士ヶ丘病院苦情解決責任者 管理者
苦情解決委員 看護部長
看護主任
介護主任
事務長

※電話での受付は、0276-22-1281へ

※受付向かい側カウンター横の苦情受付箱への投函も受け付けます。

※群馬県内、太田市内以外の方に関しましては別紙参照

公共機関の苦情受付窓口

◎太田市役所長寿あんしん課	電話0276-47-1856
◎千代田町役場住民福祉課	電話0276-86-7000
◎邑楽町役場亜福祉介護課	電話0276-47-5021
◎大泉町役場高齢介護課	電話0276-62-2121
◎桐生市役所健康長寿課	電話0277-46-1111
◎伊勢崎市役所介護保険課	電話0270-27-2743
◎足利市役所元気高齢課	電話0284-20-2136

月～金 8：30～17：15

◎群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険推進課 電話027-290-1376

◎栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 電話028-643-2220

月～金 8：30～17：00

※上記以外の方は、各市町村の介護保険課窓口までお問い合わせ下さい。

1 3. 個人情報の保護

◎個人情報保護法に基づき、富士ヶ丘病院では次のとおり情報の利用目的を特定します。

【介護の提供に必要な利用目的】

(介護関係事業者内部での利用に係る事例)

◆富士ヶ丘病院が提供する介護サービス

◆介護保険事務

◆利用者に係る富士ヶ丘病院の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者のサービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う事例)

◆当該利用者の退所により、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービス事業所との連携

◆その他の業務委託

◆家族等への心身の状況説明

◆審査支払機関へのレセプト提出

◆審査支払機関、保険者、居宅介護支援事業所からの照会への回答

◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(富士ヶ丘病院の管理運営業務)

◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

- ◆富士ヶ丘病院で行われる看護・介護・リハビリ等の実習への協力
- ◆法人内部での症例研究（個人が特定されないように配慮します）

1 4 . 指定短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 利用料金表 (運営規定参照)

運 営 規 程

医療法人社団 松嶺会

指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院

指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団松嶺会が設置運営する指定介護予防短期入所療養介護介護医療院富士ヶ丘病院（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規程は、医療法人社団松嶺会が設置運営する指定介護予防短期入所療養介護介護医療院富士ヶ丘病院の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「病院長」に「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 施設は、利用者の心身の状況や病状、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者に、介護医療院の療養室において、指定介護予防短期入所療養介護介護医療院を提供するものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護予防短期入所療養介護介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療機関又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院
- (2) 所在地 太田市熊野町38-81

(利用定員)

第4条 指定介護予防短期入所療養介護介護医療院富士ヶ丘病院の定員は、介護医療院富士ヶ丘病院の入所定員に空床があった場合に利用可能とする。

(従業者の種類、員数及び職務の内容)

第5条 施設の勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとし、介護医療院富士ヶ丘病院との兼務とする。

- (1) 管理者 (医師) 1名
管理者は、施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。
- (2) 医師 2. 1人以上
医師は、入院患者の病状に照らし妥当適切な検査、投薬、処置等を行う。
- (3) 薬剤師 0. 65人以上

薬剤師は、医師の指導に従い調剤する事とし、必要に応じ服薬指導、薬剤管理指導を行い安全かつ有効な薬物療法を行う。

(4) 管理栄養士又は栄養士 1人以上

管理栄養士又は栄養士は、栄養並びに入院患者の心身の状態病状及び嗜好を考慮し栄養ケア計画を作成し、適切な栄養状態、食事相談、食事提供を行うものとする。栄養士は栄養並びに入院患者の心身の状態病状及び嗜好を考慮し適切な栄養状態、食事相談、食事提供を行うものとする。

(5) 看護職員 17人以上

看護職員は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう入院患者の病状及び心身の状況に応じ看護を行う。

(6) 介護職員 25人以上

介護職員は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ介護を行う。

(7) リハビリ職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 1名以上

リハビリ職員は、入院患者の心身の諸機能回復を図り日常生活の自立を援助する為必要に応じて適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入院患者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の状況の把握を行い必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。

2 第1項に定めるもののほか必要がある場合は定数を超え又はその他の従業員を置くことができる。

(介護予防短期入所療養介護介護医療院サービスの内容)

第6条 入院患者に対する介護サービスの内容は次の通りとする。

1) 診察

(2) 施設サービスの計画作成

(3) 機能訓練

(4) 看護

(5) 医学的管理の下における介護

(6) 口腔衛生の管理

(7) 食事の提供

(8) レクリエーション

(9) 入院患者及びその家族への指導及び相談援助

(10) その他入院患者に対する便宜の提供

(施設サービスの利用料及び費用等)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の利用料負担による施設サービスの他、次の各号に掲げる事項については入所者からの費用の支払いを受けることにより実施することができる。

(1) 食費（食材料費と調理費相当額） 朝食650円 昼食650円 夕食650円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額

(2) 滞在費に要する費用

多床室（光熱費相当額） 日額 560円

従来型個室（室料と光熱費相当額） 日額 1,760円

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は認定証に記載された額

※介護保険の外泊時費用及び試行的退院費用算定期間中は、居住費・特別な室料も徴収する。

※感染症や治療上の必要など施設側の事情により30日以内の期間で個室への入院が必要であったり、著しい精神症状等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外の対応が不可欠な者が従来型個室を利用する場合は、多床室での介護報酬を適用する。

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

個室 1,000円（税別）（2階・新館病棟）

2人室 500円（税別）（2階病棟）

(4) 施設で洗濯をした場合の洗濯代 750円（税別）（1回・希望時）

(5) 家族等の依頼により行う死後処置料 30,000円（税別）（エンゼルケア）

(6) 死亡診断書 6,000円（税別）（診断書料）

身体障害者申請用診断書料 6,000円（税別）

健康診断書料 4,000円（税別）

*健康診断にかかる費用は検査内容により別途実費徴収とする。

(7) 入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料 1枚 500円（税別）

(8) 日用品費 入所者又は家族の依頼により提供 日額 300円（非課税）

(9) 施設利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合は実費徴収する。

(10) 健康管理費 インフルエンザ予防接種費用

(11) 教養娯楽費（希望時） 教養娯楽材料代・個人購読の新聞代 実費

(12) 理美容代（希望時） 業者により異なる 実費

(13) 入所者又は家族の依頼により、施設から郵送する郵便物等の配送料 実費

(14) 入所者又は家族の依頼により提供するX線フィルム等のCD-Rコピー代
1枚 1,000円（税別）

3 第1項並びに第2項の各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め入所者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第8条 介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明同意を得るものとする。

2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約は解除するものとする。

3 契約者世帯の家計状況の急変等により、前条2項(3)に定める利用料については別途相談に応じるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 9 条 入院患者は、介護施設サービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常があった場合にはその旨申し出ること。
- (2) 機能訓練室を利用する際には職員の指示に従い機能回復に努めること。
- (3) 浴室を利用する際には職員の指示に従い転倒事故に注意すること。

(外出及び外泊)

第 10 条 入院患者は、外出又は外泊しようとするときはその都度行く先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第 11 条 入院患者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得なければならない。

(禁止行為)

第 12 条 入院患者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喫煙及び飲酒すること。
- (2) 火気を用いたり、自炊をすること。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第 13 条 入院患者が故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

(非常災害対策)

第 14 条 施設は非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に訓練を行うものとする。
- 3 入院患者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- 4 災害が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施するものとする。
- 5 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(施設サービス評価)

第 15 条 管理者は、自ら施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 16 条 管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入院患者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとって処置について記録し、改善策を検討する。
 - 3 管理者は、担当者を設置し事故発生防止の為に委員会及び研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(苦情等への対応)

- 第 17 条 管理者は、施設サービスに関する入院患者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに対応の結果について入院患者に報告するものとする。
- 2 管理者は、苦情を申し立てた入院患者に対していかなる差別的な取り扱いも行っていない。

(身体拘束の制限)

- 第 18 条 従業者は施設サービスの提供にあたっては入院患者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の入院患者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 2 身体拘束の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等適正化のための指針を整備する。(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

- 第 19 条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
 - 3 管理者は、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を行うものとする。
 - 4 管理者は、従業者又は擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 5 管理者は、虐待の防止等のために、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止の為に指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止する為に定期的な研修を実施する。

(4) 前4号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。

(褥瘡の発生防止)

第20条 施設は、指定介護予防短期入所療養介護医療院サービスの提供にあたり、褥瘡が発生しないように次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 1 褥瘡の発生のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。
- 2 看護師等を褥瘡予防担当者とする。
- 3 委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し褥瘡対策に関する教育を行うものとする。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第21条 施設は、入院患者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 施設の従業者は業務上知り得た入院患者又はその家族及び他の従業者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。このことについては、施設を退職した後も同様とする。
- 3 入院患者が保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう、関係機関との情報提供を行う場合は予め同意を得るものとする。

(衛生管理)

第22条 管理者は、入院患者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又は蔓延の防止を図るため次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため対策を検討する委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備
- (4) 職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修の実施。
- (5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (6) 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練を実施し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第23条 管理者はその運営にあたって地域との交流を図るものとする。

(職員の服務規律)

第24条 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 管理者が不在時で急を要する事態が発生した場合は、看護部長が管理業務を臨時

的に代行する。

- (3) 各部署は別添の組織図により構成される。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 施設は従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団松嶺会と富士ヶ丘病院の管理者の協議により定めるものとする。

(附 則)

1 この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和 4 年 10 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和 6 年 8 月 1 日より運用するものとする。

(附 則)

1 この運営規定は、令和 7 年 8 月 1 日より運用するものとする。

第7条 別紙

指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院の利用料金表

◎介護保険給付サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払い下さい。

1. 基本料金

1-1 自己負担額1割

〔個室〕

区 分	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	6,030円	7,410円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	5,427円	6,669円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2) 1割	603円	741円

〔多床室 2人室・3人室・4人室〕

区 分	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	6,660円	8,270円
2.うち、介護保険から給付される金額 9割	5,994円	7,443円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2) 1割	666円	827円

1-2 自己負担額2割

〔個室〕

区 分	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	6,030円	7,410円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	4,824円	5,928円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2) 2割	1,206円	1,482円

〔多床室 2人室・3人室・4人室〕

区 分	要支援1	要支援2
1.サービス利用料金	6,660円	8,270円
2.うち、介護保険から給付される金額 8割	5,328円	6,616円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2) 2割	1,332円	1,654円

1-3 自己負担額3割

〔個室〕

区 分	要支援 1	要支援 2
1.サービス利用料金	6, 0 3 0 円	7, 4 1 0 円
2.うち、介護保険から給付される金額 7 割	4, 2 2 1 円	5, 1 8 7 円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1－2) 3 割	1, 8 0 9 円	2, 2 2 3 円

〔多床室 2 人室・3 人室・4 人室〕

区 分	要支援 1	要支援 2
1.サービス利用料金	6, 6 6 0 円	8, 2 7 0 円
2.うち、介護保険から給付される金額 7 割	4, 6 6 2 円	5, 7 8 9 円
3.サービス利用に係る自己負担額 (1－2) 3 割	1, 9 9 8 円	2, 4 8 1 円

2. 加 算

※ 以下の加算項目に該当した場合は、上記 1. 基本料金に加算されます。

＊ 1 割負担の場合

加算名称	単位	利用料金	自己負担額 1 割
①認知症行動・心理症状緊急対応加算	円／日	2, 0 0 0円	2 0 0円
②若年性認知症利用者受入加算	円／日	1, 2 0 0円	1 2 0円
③送迎加算	円／回	片道 1, 3 4 0円	1 3 4円
④療養食加算	円／回	8 0円	8円
⑤口腔連携強化加算	円／月	5 0 0円	5 0円
⑥生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	円／月	1, 0 0 0円	1 0 0円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	円／月	1 0 0円	1 0円
⑦サービス提供体制加算Ⅲ	円／日	6 0円	6円
⑧ 介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 Ⅱ （令和 6 年 6 月 1 日から）	総合計額に 4.7%を乗じた額（1）		（1）の金額
⑨特定診療費	医療行為算定額		医療行為算定額の10%
（減 算）			
⑩医療院療養環境減算 1 （2 階病棟）	円／日	2 5 0円	2 5円
②業務継続計画未実施減算	%／日	所定単位数の 1 %	
③高齢者虐待防止措置未実施減算	%／日	所定単位数の 1 %	
④身体拘束廃止未策定減算	%／日	所定単位数の 1 %	

＊自己負担割合が 2 割、3 割の場合、自己負担金額は 1 割負担の場合の 2 倍、3 倍となります。
 ＊上記基本料金と各種加算（該当するもの）の自己負担割合に応じた負担合計金額に、地域区分（太田市「7 級地」）の 1. 4 %を乗じた金額を加算した額が 1 日当たりの個人負担金。

各種加算について

- * 各種加算①は、認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合
- * 各種加算②は、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。
- * 各種加算③は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行う事が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養施設との間の送迎を行う場合。
- * 各種加算④は、医師の指示により発行される食事箋で、糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・肝臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食該当者に1日につき3回を限度として、所定単位数を加算。
- * 各種加算⑤は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った時。
- * 各種加算⑥は、生産性向上推進体制加算Ⅰ
 - 1、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方針を検討するための委員会において、次の事項について検討を行い、及び事項の実施を定期的に確認していること。
 - (1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器（以下、介護機器）を活用する場合における入所者の安全及びケアの質の確保
 - (2) 職員の負担の軽減及び職務状況への配慮
 - (3) 介護機器の定期的な点検
 - (4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員負担軽減を図るための職員研修
 - 2、1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担に関する実績があること。
 - 3、介護機器を複数種類活用していること。
 - 4、1の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、検討を踏まえて必要な取り組みを実施し、及び取組の実施を定期的に確認すること
 - 5、事業年度ごとに1、3及び4の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。生産性向上推進体制加算Ⅱ
 - 1、を満たしていること及び、介護機器を活用していること並びに事業年度ごとに、介護機器を活用していることと1の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告していること。
- * 各種加算⑦は、常勤職員が75%以上配置されている場合
- * 各種加算⑧は、(1) 介護職員等の賃金改善について、介護職員等処遇改善加算Ⅳ（2.9%）を算定した場合に算定が見込まれる額の二分の一以上を基本給又は毎月の手当てに充て、介護福祉士であって経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善後の見込み額が四百四十万以上（理由によりこのかぎりではない）であること。
 - (2) (1)の賃金改善に関する介護職員等処遇改善計画を作成して全職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を理由がない限り（理由は知事に報告）は実施すること。

(4) 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。

(5) 労働基準法、労働者災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等に違反していないこと。

(6) 労働保険料の納付が適切に行われていること。

(7) 介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、要件について書面にて作成し全ての職員に周知し、介護職員資質向上支援の計画を策定し研修の機会を確保、又、それを全ての職員に周知し、介護職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期昇給を判定する仕組みを設け、その仕組みについて書面にて作成し全ての職員に周知していること。

(8) (2) の届出に係る期間中に実施する処遇改善の内容と改善に要する費用見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8) の内容等についてインターネットの利用等適切な方法により公表していること。

(10) サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを届け出ていること。

上記要件の(1)から(9)までの基準に適合すること。（令和6年6月1日から）

＊各種加算⑨は、利用者に対して、指導管理、リハビリ等のうち日常的に必要な医療行為を行った場合

＊各種減算①は、廊下幅が設備基準を満たさない場合。（2階病棟）

＊各種減算②は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第三十条の二に規定する基準（感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。）に適合していないこと。

＊各種減算③は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十条の二に規定する基準（虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。）適合していない事。

＊各種減算④は、やむを得ず身体的拘束等を行いその理由等を記録していない場合及び以下の措置を講じていない場合

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

◎介護保険負担限度額認定証の自己負担

サービス種類	利用料	減額対象者	内容等
食費	1, 9 5 0 円／日	① 300 円／日 ② 390 円／日 ③-① 650 円／日 ③-② 1.360 円／日	食材料費＋調理代 朝食 6 5 0 円 昼食 6 5 0 円 夕食 6 5 0 円
滞在費	5 6 0 円／日	① 0 円／日 ② 430 円／日 ③-①② 430 円／日	光熱水費相当 ◆2 人部屋・4 人部屋
	1, 7 6 0 円／日	① 550 円／日 ② 550 円／日 ③-①② 1,370 円／日	室料＋光熱水費相当 ◆個室

＊食費と居住費欄で減額対象者とは、以下の区分になっています。

①は生活保護受給者又は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の老齢福祉年金受給者

②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 8 0 万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で 6 5 0 万円（夫婦で 1, 6 5 0 万円）未満の方。

③-①は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 8 0 万円超 1 2 0 万円以下の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で 5 5 0 万円（夫婦で 1, 5 5 0 万円）未満の方。

③-②は世帯全体（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税であり、本人の課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が 1 2 0 万円超の方で、尚且つ預貯金等の合計が単身で 5 0 0 万円（夫婦で 1,500 万円）未満の方。

＊医療については、当施設の医師が対応できる医療に関しては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、往診や入院・通院の対応となり、医療保険の自己負担金が別途かかる場合があります。

指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 利用約款

第1条（約款の目的）

指定介護予防短期入所療養介護介護医療院富士ヶ丘病院（以下「事業者」という。）は、要支援状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があるものを対象に、富士ヶ丘病院の療養室等において、指定介護予防短期入所療養介護介護医療院を提供し、一方、契約者及び契約者の身元保証人は、富士ヶ丘病院に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

契約者が、指定介護予防短期入所療養介護介護医療院利用契約書を当施設に提出したときから効力を有し、要支援認定期間までとする。要支援認定期間満了後も契約内容に変更がない場合は同じ条件で更新されるものとし、契約内容に変更が生じた場合は、新たに同意を得るものとします。

第3条（介護予防短期入所療養介護計画の決定及び変更）

- （1）事業者は、介護予防サービス計画に基づき介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- （2）介護予防短期入所療養介護計画は、計画担当介護支援専門員が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- （3）事業者は、計画担当介護支援専門員に定期的又は、契約者及びその家族等の要請に応じて、介護予防短期入所療養介護計画の変更の必要があるかどうか調査させ、その結果変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、計画を変更するものとします。
- （4）介護予防短期入所療養介護計画書は、書面により契約者又はその家族等に対して交付するものとします。

第4条（介護予防短期入所療養介護介護医療院サービスの内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、富士ヶ丘病院において契約者に対し看護・医学的管理の下、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うものとします。

第5条（契約者が負担する利用料金）

事業者は、契約者及び身元保証人との合意に基づき、以下に掲げるものについてサービスを提供し、その対価として重要事項説明書に定める金額の支払いを受けるものとします。

- （1）契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額
- （2）滞在費（従来型個室は室料及び光熱水費相当額、多床室は光熱水費相当額）
- （3）食費（食材料費及び調理費相当額）
- （4）特別な室料（契約者が選定する特別な療養室の提供に伴う費用）
- （5）洗濯代（契約者又は身元保証人の依頼により、契約者の衣類を施設で洗濯した場合）
- （6）教養娯楽費（契約者の希望による、レクリエーションやクラブ活動を行った場合の材料費）
- （7）理美容代（契約者又は身元保証人の依頼により理・美容師が行うサービスの費用）

- (8) 他科受診料（契約者又は身元保証人の了解を得て、富士ヶ丘病院の医師が依頼して他の医療機関を受診する場合の医療保険一部負担）
- (9) 健康管理費（インフルエンザ予防接種費用）
- (10) 契約者が希望して購読する新聞・書籍代
- (11) 日用品費（契約者又は身元保証人の希望により提供する日用品の費用）
- (12) 診断書料及び健康診断書作成に係る検査代
- (13) 領収書の再発行手数料（入所者又は家族の依頼による領収書の再発行手数料）
- (14) 郵便物配送料（入所者又は家族の依頼により施設から郵送する郵便物棟の配送料）
- (15) X線フィルム等の CD-R コピー代（入所者又は家族の依頼による CD-R コピー代）
- (16) 死亡処置料（身元保証人の依頼により処置を行った場合）

第6条（利用料金の変更）

介護保険給付費体系の変更や、その他やむを得ない事由により料金の変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金を変更することができ、契約者及び身元保証人に説明し同意を得るものとします。

- 2 契約者及び身元保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約は解除となります。
- 3 契約者世帯の家計状況の急変等により前条（4）に定める利用料については、別途相談に応じます。

第7条（利用料金の支払い）

契約者及び身元保証人は、連帯して約款に基づき個別に利用したサービス等の提供に伴う費用を支払う義務があります。

- 2 第5条1項から9項は利用月末締めで計算し、翌月の10日～20日迄に富士ヶ丘病院窓口において直接支払うことを原則とします。
- 3 富士ヶ丘病院は、契約者又は身元保証人から支払いを受けたときは、支払者に対し領収証を発行します。

第8条（身体拘束の禁止）

富士ヶ丘病院は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束、その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身元保証人の同意を得て行い、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、拘束せざるを得ない理由を診療録に記載します。

第9条（虐待の防止）

富士ヶ丘病院は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のために、虐待の防止に関する責任者を選定し、次の各号に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者又は擁護者等により虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第10条（個人情報の保護及び守秘義務）

富士ヶ丘病院の従業者は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に洩らしません。又富士ヶ丘病院を退職した後も同様の扱いとします。但し、次の各号についての情報提供は、契約者及び身元保証人に予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス及びその他保健医療・福祉サービスを円滑に利用するに当たり、市町村、居宅介護支援事業者、サービス事業者等への情報の提供を行います。但し情報提供

について、同意されない場合は、サービスが円滑に利用できないことがあります。

- (2) 職員のサービスの質の向上のための研究会での事例研究発表において使用する場合、個人が特定されないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項は、契約終了後も同様の扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

富士ヶ丘病院の医師は、契約者に対し医学的判断により、他の医療機関又は協力歯科医療機関等の診療を依頼又は紹介することがあります。

- 2 前項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、身元保証人若しくはその家族に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情の対応）

契約者及び身元保証人等は、富士ヶ丘病院が提供する介護保険サービスに対して、要望及び苦情がある場合、苦情受付担当者に申し出るか、受付窓口前のカウンターに設置のご意見箱に管理者宛の文書を投函することができます。

第 13 条（事業者の損害賠償責任）

富士ヶ丘病院は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り損害賠償責任を減じることができるものとします。

第 14 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

聖寿園の管理者は、施設サービスの提供により事故発生の防止に努め、万が一事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、状況及び事故に際してとった処置について記録し、改善策を検討します。
- 3 聖寿園管理者は、事故発生防止の為に委員会を設置し研修を行うものとします。
- 4 聖寿園管理者は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（契約の終了及び解除）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施した

サービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求しないものとします。

2 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は契約を終了又は解除するものとします。

- (1) 契約者が、死亡した場合
- (2) 要支援認定の更新により自立又は要介護と認定された場合
- (3) 契約者又は身元保証人が利用料を請求月末までに支払わなかった場合
- (4) 事業の目的や運営方針に著しく反した場合
- (5) 契約者が、富士ヶ丘病院従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が生じた場合

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 松嶺会
- (2) 事業所名 指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院
- (3) 所在地 群馬県太田市熊野町38-81
- (4) 電話番号 0276-22-1281
- (5) FAX 0276-22-2616
- (6) 代表者 理事長
- (7) 管理者
- (8) 開設年月日 令和2年4月1日
- (9) 介護保険事業指定番号 10B0500029

2. 事業の目的

居宅要介護者等について、短期間入所し介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護・医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行います。

3. 運営方針

- ①富士ヶ丘病院は、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、居宅における生活への復帰を目指し、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要なりハビリテーションを行うことにより、機能の回復・維持を図ります。
- ②富士ヶ丘病院は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③富士ヶ丘病院は、明るく家庭的な雰囲気を心がけ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

4. 療養室定員 入所定員に空きがある場合にご利用できます。

定員97床	介護医療院居室	1人部屋・・・20室	2人部屋・・・8室
		3人部屋・・・3室	4人部屋・・・13室

5. 職員配置基準

	入所定員 97名		業務内容
医師	2. 1 以上		医学的管理及び指導業務
看護職員	17 以上	夜勤 4	医学的管理のもと行われる看護及び介護業務
介護職員	25 以上		施設内での日常生活の介護
理学・作業療法士等	1 以上		心身のリハビリテーション
管理栄養士	1 以上		栄養指導、栄養マネジメント
薬剤師	0. 65 以上		薬の処方に関する指導等
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画作成
事務職員	必要数		請求事務及び設備管理等
調理員	必要数		調理業務
その他	必要数		衛生業務、介護補助等

＊入所定員に空きがある場合にご利用可能なため、職員は介護医療院富士ヶ丘病院との兼務となる。

6. サービス内容

- ① 健康管理・・・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ② リハビリテーション・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等により、集団及び個別にリハビリを行います。
- ③ 食事・・・自立支援のため、離床して食堂でのお食事を原則と致します。
朝食 8：00～8：30
昼食 12：00～12：30 ※病状等により医師の指示による
夕食 17：30～18：30 療養食を提供します。
- ④ 入浴・・・一般浴槽及び寝たきりの方も利用できる特別浴槽を使用し最低週2回入浴できます。※身体の状態により入浴できないときは、清拭を行います。
- ⑤ 排泄・・・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑥ その他自立支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・生活リズムを大切に、普段着への更衣を促していきます。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
- ⑦ 送迎（実施区域・・・太田市、千代田町、邑楽町、大泉町、桐生市、伊勢崎市、足利市）
- ⑧ ご契約者様又はご家族様の希望により施設で行う衣類の洗濯
- ⑨ ご契約者様又はご家族様の希望により理美容師による理美容サービスの取次ぎ
- ⑩ 教養・娯楽

7. 利用料金（別紙一覧表）

- ① 介護保険 1割負担から3割負担（各利用者の自己負担割合によります。）
- ② 介護保険給付以外の利用料……食費、滞在費、特別な室料、特別な食事、教養娯楽費、理美容代、洗濯代、日用品費

＊食費、滞在費の負担は、負担限度額認定証の対象となる方は、記載された金額となるため、認定証のある方は必ず富士ヶ丘病院受付窓口へ提示してください。

8. 利用料金の支払い

請求書締め日・・・利用月末締め

支払い日・・・利用月翌月の10日～20日迄

日曜日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く

支払い受付時間・・・午前9：00～午後1：00

又は午後2：00～午後5：00

支払い方法・・・富士ヶ丘病院受付窓口まで

現金にてお支払い下さい。

＊理美容代、教養娯楽費実費、インフルエンザ予防接種代は別途請求と致します。

9. 協力施設

協力介護老人保健施設

○名 称 医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 聖寿園
○住 所 群馬県太田市熊野町38-81

協力介護老人保健施設

○名 称 医療法人社団 松嶺会 介護老人保健施設 金山
○住 所 群馬県太田市東金井町1856-18

協力介護福祉施設

○名 称 社会福祉法人至誠会 介護老人福祉施設 清風園
○住 所 群馬県太田市熊野町38-81

協力特定施設

○名 称 医療法人社団松嶺会 介護付高齢者住宅 松寿園
○住 所 群馬県太田市熊野町38-81

協力特定施設

○名 称 医療法人社団松嶺会 介護付有料老人ホーム 桜の里
○住 所 群馬県太田市熊野町38-75

協力歯科医療機関 （要介護3以上の寝たきりの方）

あおい歯科医院

群馬県太田市浜町42-15 ローゼンハイツ1E

10. ご利用にあたっての留意事項

【ご面会】

午前9：00～午後7：00

- *ご面会の方は、各階のセンター備え付けの面会簿にご記入下さい。
- *泥酔状態でのご面会や、他の利用者様に迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- *食事制限や、嚥下状態により食べ物の差し入れを制限させていただくことがありますので、各階の職員にご確認ください。
- *インフルエンザ、感染性胃腸炎等の流行が懸念される場合には、利用者の健康維持を考慮して面会制限を実施することがあります。面会制限を実施する場合には掲示等によりお知らせいたします。

【外食・外泊】

必ず医師の許可を得てください。尚、外出中に他の医療機関を受診したり入院することはできません。 緊急やむを得ない場合も、必ず富士ヶ丘病院に連絡をしてください。

【火気等の持ち込み】

入院される方は、ライター・発火物及び刃物類の持ち込みを禁止します。

【設備・備品】

病院内の設備、備品等は独占しないよう皆さんで大切にご利用ください。

【所持品等】

病院内への持ち込みは、必要最低限の生活用品とし、必ず記名してください。
ご利用者様が管理する金銭及び貴重品の紛失・破損は施設として一切の責任を負いかねます。

【宗教・政治活動】

病院内での一切の宗教・政治活動を禁止します。

【ペットの持ち込み】

病院内へのペットの持ち込みを禁止します。

【その他】

職員へのお心付けは遠慮させていただいております。

【非常災害対策】

- ◎防災設備…スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用滑り台
 - ◎防災訓練…年2回
- ご利用者様にも、避難訓練にご協力をお願いしております。

【ご契約解除】

請求月の月末（日曜日及び富士ヶ丘病院が指定する休みにあたった場合はその前日）迄にお支払いがない場合は、支払期限の翌月以降の契約を解除させていただきますが、契約解除後も支払い義務は発生します。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

◎第三者評価の実施はありません。

1 2. 苦情の受付 月～金 9：00～17：00

◎富士ヶ丘病院苦情解決責任者	管理者
苦情解決委員	看護部長
	看護主任
	介護主任
	事務長

※電話での受付は、0276-22-1281へ

※受付向かい側カウンター横の苦情受付箱への投函も受け付けます。

※群馬県内、太田市内以外の方に関しましては別紙参照

公共機関の苦情受付窓口

◎太田市役所長寿あんしん課	電話0276-47-1856
◎千代田町役場住民福祉課	電話0276-86-7000
◎邑楽町役場亜福祉介護課	電話0276-47-5021
◎大泉町役場高齢介護課	電話0276-62-2121
◎桐生市役所健康長寿課	電話0277-46-1111
◎伊勢崎市役所介護保険課	電話0270-27-2743
◎足利市役所元気高齢課	電話0284-20-2136

月～金 8：30～17：15

◎群馬県国民健康保険団体連合会	介護保険推進課	電話027-290-1376
◎栃木県国民健康保険団体連合会	介護福祉課	電話028-643-2220

月～金 8：30～17：00

※上記以外の方は、各市町村の介護保険課窓口までお問い合わせ下さい。

1 3. 個人情報の保護

◎個人情報保護法に基づき、富士ヶ丘病院では次のとおり情報の利用目的を特定します。

【介護の提供に必要な利用目的】

(介護関係事業者内部での利用に係る事例)

- ◆富士ヶ丘病院が提供する介護サービス
- ◆介護保険事務
- ◆利用者に係る富士ヶ丘病院の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者のサービスの向上
(他の事業者等への情報提供を伴う事例)
- ◆当該利用者の退所により、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービス事業所との連携
- ◆その他の業務委託
- ◆家族等への心身の状況説明
- ◆審査支払機関へのレセプト提出
- ◆審査支払機関、保険者、居宅介護支援事業所からの照会への回答
- ◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
(富士ヶ丘病院の管理運営業務)

- ◆介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◆富士ヶ丘病院で行われる看護・介護・リハビリ等の実習への協力
- ◆法人内部での症例研究（個人が特定されないように配慮します）

1 4 . 指定介護予防短期入所療養介護 介護医療院 富士ヶ丘病院 利用料金表

（運営規定参照）